

道路占用工事に伴う路面復旧基準

(趣旨)

この基準は、呉市道路占用規則第18条の規定による占用工事における路面復旧について、道路の機能を保全するために必要な事項を定めるものとする。

(路面復旧の範囲)

①通常の場合の復旧範囲

復旧幅は、掘削幅に影響部（路盤厚×K）を加えたものとする。また、表層の復旧範囲については、別記図面Ⅰのとおりとする。

アスファルト舗装の場合 $K = 1.0$

コンクリート舗装の場合 $K = 1.4$

②特殊な条件がある場合の復旧範囲

- ・掘削制限（掘返し規制：N年）のかかる道路において掘削を許可する場合は、表層の復旧範囲については別途協議とする。
 - アスファルト舗装の場合 $N = 3$ 年
 - コンクリート舗装の場合 $N = 5$ 年
- ・特殊工法（推進立て坑、ボーリング・薬液注入・電柱抜柱後の穴、人孔蓋補修）等の場合の復旧方法については、別途協議とする。
- ・交差点部の復旧範囲は別途協議とする。
- ・個人負担による占用に係る復旧範囲は、別途協議とする。

(仮復旧)

仮復旧は、通行障害を緩和するため、埋戻し完了後直ちに行う。なお、掘削幅で埋戻し、アスファルト常温合材又は加熱合材で復旧するものとするが、仮復旧状態が6ヶ月を越えるときは加熱合材で復旧しなければならない。

(本復旧時の舗装構成)

現況の舗装構成による復旧を原則とする。主な舗装構成及び舗装材料等は別記図面Ⅱを標準とする。

(責任期間)

占用者は、工事完了届の提出日から2年間、復旧箇所の維持修繕をしなければならない。

付 則

この基準は、平成25年8月1日から実施する。

ただし、すでに旧基準で設計・予算措置済で、変更が困難な場合は、別途協議とする。

※ 道路占用許可証の許可条件として、従来の舗装構成に併せて表層の復旧範囲を明示する。